

## 新地方公共団体実行計画マニュアルの目次（案）

※基本的に全項目の内容を改訂（下線部分は現行マニュアルから項目として追加）

## 1. 地方公共団体実行計画策定の背景、意義

- 1.1 地方公共団体実行計画策定の背景
- 1.2 地方公共団体実行計画の意義
- 1.3 地方公共団体実行計画の策定状況

## 2. 温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計

- 2.1 地方公共団体実行計画における現況推計の位置付け
- 2.2 把握対象の整理と既往調査等による現況推計方法
- 2.3 都道府県における現況推計
- 2.4 市町村における現況推計
- 2.5 排出増減要因分析方法

## 3. 温室効果ガス排出量及び吸収量の将来推計

- 3.1 地方公共団体実行計画における将来推計の位置付け
- 3.2 将来推計のあり方
- 3.3 将来推計のケース設定
- 3.4 将来推計の具体的手法
- 3.5 対策効果を踏まえた将来推計

## 4. 計画目標について

- 4.1 計画期間
- 4.2 地域全体の将来像を踏まえた温室効果ガス排出量の計画目標

## 5. 温室効果ガス排出抑制等の対策・施策について

- 5.1 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
  - (1) 「再生可能エネルギーの利用促進」に取り組むに当たっての背景
  - (2) 「再生可能エネルギーの利用促進」に取り組む意義
  - (3) 「再生可能エネルギーの利用促進」に関して講ずることが望ましい対策・施策（関連施策を含む。）
- 5.2 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
  - (1) 「区域の事業者・住民の活動促進」に取り組むに当たっての背景
  - (2) 「区域の事業者・住民の活動促進」に取り組む意義
  - (3) 「区域の事業者・住民の活動促進」に関して講ずることが望ましい対策・施策（関連施策を含む。）
- 5.3 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
  - (1) 「地域環境の整備及び改善」に取り組むに当たっての背景

(2)「地域環境の整備及び改善」に取り組む意義

(3)「地域環境の整備及び改善」に関して講ずることが望ましい対策・施策（関連施策を含む。）

5.4 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

(1)「循環型社会の形成」に取り組むに当たっての背景

(2)「循環型社会の形成」に取り組む意義

(3)「循環型社会の形成」に関して講ずることが望ましい対策・施策（関連施策を含む。）

5.5 その他の対策・施策

## 6. 対策推進の施策立案、推進体制

6.1 庁内推進体制、地域内推進体制

6.2 施策進捗状況把握、評価方法（PDCAサイクルの考え方）

### 参考資料

各分野に関する対策・施策事例（関連施策を含む。）